

報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 3月11日	和歌山市梅原127 番地13付近	888,000円		公用車の物損事故 による損害賠償金

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 3月11日	和歌山市梅原127 番地13付近	586,230円		公用車の人身事故 による損害賠償金

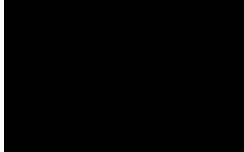
報第3号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 4月22日	和歌山市松江146 9番地1地内	89,892円		公用車の物損事故 による損害賠償金


報第4号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

事故発生年月日	事故発生場所	損害賠償額	被害者住所氏名	備考
令和6年 4月23日	和歌山市紀三井寺6 73番地	222,344円		予防査察車の物損 事故による損害賠 償金

報第5号

市長専決処分事項の報告について

市営住宅に係る使用料等の支払請求及び住宅明渡しの請求に関する訴えの提起（訴訟上の和解を含む。）について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和6年9月11日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

専決年月日	相手方住所氏名	請求の要旨	請求の原因
令和6年 8月13日		■■■■の明渡しの請求 未納住宅使用料及び専用水道料等合計1,809,479円並びに住宅使用料相当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基準を満たしており、かつ、支払う意思がないと判断したため。
令和6年 8月13日		■■■■の明渡しの請求 未納住宅使用料2,208,113円及び住宅使用料相当損害金の支払請求	相手方は、住宅明渡請求基準を満たしており、かつ、支払う意思がないと判断したため。

なお、上記の者から未納額を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれるときは、和解するものとする。